

人権ニュース

2016年度No.1 45号 発行日2016.4.17

発行：日本キリスト教会人権委員会

〒662-0072 兵庫県西宮市豊楽町2-11

日本キリスト教会夙川教会気付

TEL / FAX 0798-74-0212

〈巻頭言〉

有能な安倍政権の虚偽と人権無視

古賀 清敬

安倍首相は、第一次政権の挫折から這い上がり、そこで学んだ経験をフルに活用して、幻想的なアベノミクスをテコに、矢継ぎ早に反人権的政策を打ち出している。

その手法のひとつが、多少の譲歩を担保に自分の政治目的をあくまで実現するというものだ。集団的自衛権の行使容認（「存立を脅かす事態」の挿入）、「慰安婦」問題の日韓合意（「法的責任」ではないが「政府の責任」を挿入）がそうである。

辺野古新基地建設について、国が裁判所の和解案を受け入れたのには、選挙の争点隠しもあるだろうが、本当は早朝からの沖縄の人々の抗議のため遅々として工事が進まない実態があるからである。毎日百数十人から三、四百人もの抗議者を二百人足らずの警官がゴボウ抜きしても、一日に数台しかトラックは入れないのが実情である。それでも工事を進めているという見せかけを行ってきたが、ここは政権が一步引いたような態度を見せておけば、他の国民の目には沖縄の人々が強硬に映るのではないか、という計算があると思われる。佐賀のオスプレイ配備反対にはすぐに応じたのに、沖縄の反対には「辺野古しかない」と根拠のない一点張りで拒絶する態度にも明らかなように、沖縄に対する差別以外の何物でもない。

他方、安保法制については、日本中の憲法学者が違憲であるとの判断を無視し、半

分以上の国民が反対したのもどこ吹く風で強行採決した。日米、米韓合同軍事演習による挑発作用は軽く扱い、中国や北朝鮮の脅威を過大に宣伝して、アメリカとの同盟強化こそが戦争の抑止力であると主張している。よくよく考え抜いた結果だと安倍首相は言うが、それは憲法より自分の政治戦略を優先させる傲慢な越権行為である。旧約の預言者からも、日本の近現代史からも、同盟はけっして平和をもたらさず、戦争を引き寄せるだけであることを学ぶべきではないか。

安倍政権は、北朝鮮の核実験や「ミサイル」発射をめぐって、それを外交的手段ではなく、在日朝鮮人への締め付け政策、いわば人質政策というべき人権抑圧によって、お門違いの対応を行っている。とくに、文科省は3月29日に、朝鮮学校が設置されている都道府県の知事に対して、朝鮮学校への補助金交付に関する留意点という通知を出した。それによれば、補助金の公益性と教育振興上から検討するように、また出す場合は住民に趣旨・目的について情報提供するようにと求めている。実質上の補助金打ち切り誘導であり、地方自治への露骨な介入でもある。在日朝鮮人もまったく同様に税金を納めているにもかかわらず、朝鮮学校には国から一銭の援助もなく、高校無償化（就学支援金）からも排除され続けている。国連の社会権規約委員会

と人権委員会からの度重なる勧告を政府は無視し続けてきた。どんな子どもも、国籍・民族・性別などにかかわらず等しくその出自を尊重した教育を受ける権利を持っており、その時々、政治的関係に左右されてはならない。このような通知こそ公益性に反し、教育振興上の効果を損なうものである。

さらに安倍首相は、外国人観光客を4千万人目標に、日本経済のエンジンとすると言うが、外国人技能実習生の人権を保障することには関心が薄く、都合のよい一時的な労働力としかみなしていない。今や、この人々なくしては日本の農業も漁業も成り立たないにもかかわらず、である。富裕な外国人は歓迎するが、そうでない人々は労働力としてだけ扱い、移住はお断りという態度は自分勝手な差別政策ではないか。

(ヤコブ2:1-13参照)

安倍首相は、こと憲法改正と朝鮮問題に関しては強硬な思考枠を持ち続けている。

その基底には、日本国民とそれ以外の人間との峻別という国家主義、国民の中でも沖縄への差別、官軍(長州・薩摩など)による賊軍差別、また朝鮮植民地支配への無反省といった近現代日本で澱のように蓄積され、いまだに克服し切れていない思考枠と価値観とが横たわっているように思われる。

それは彼一人だけの問題ではないが、第一次政権挫折の中で身に付けたものが、人をその存在としての尊厳を重んじるのではなくて、いかに自己の政治的目的を達成するための手段として役立てるかという機能主義・効率主義であると思われる点である。

安息日の趣旨を受け継ぐ主の日の礼拝は、神との交わりに招かれ、一人ひとりの存在がそれとして重んじられることの実現であり、この世を支配する効率主義への抵抗でもある。(こが・きよたか:人権委員会委員長、北海道中会宣教教師)

死刑制度廃止を求めて

濱田 京子(人権委員会協力委員、横須賀教会牧師)

わたしが死刑制度に対して具体的に考えるようになった直接のきっかけは、山野静二郎さんのことを知ってからである。山野静二郎さんは、事件から34年、死刑確定から20年、大阪拘置所につながれる身である。再審の請求は第5次まで提出を続けているところだが、もう14年になる。再審の重い鉄扉はなかなかあいてくれない。山野さんの著書「死刑囚の祈り」、獄中手

記「主の平和」、山野さんを支える会の機関誌「オリーブ通信」、本人の「身上書」を読むところから始まり、わたしが死刑制度廃止の立場で今の死刑制度を憂えるようになって13年になる。2004年に「山野さんを支える会」に入会した。死刑が執行されるたびに法務大臣宛てに「山野さんを死刑にしないで下さい」という抗議葉書を出した。先の大会人権委員会のニュース

にも掲載させていただいたが、死刑廃止の立場を明確に掲げたいいくつかの諸教派がある。(人権ニュース前号に記載)日本キリスト教会も死刑制度に否の立場を表明する教会となることを願っている。今、優先すべき重要な課題がいくつもあるのは承知しているが、死刑廃止にむけても、日本キリスト教会大会人権委員会は1つの課題として取り組んでほしい。

生と死を唯一、支配なさるのは、神であって、それ以外のものではないし、命にかかわることは、神の領域である。命は神のものである。福音の中心は、罪のゆるしである。汝の仇に敵する勿れ。報復は神のなさる領域である。汝、殺すなかれ。敵を7の70倍ゆるせ。キリストはご自分を十字架につける者たちのために執り成し、「彼らは何をしているかわからないのです。彼らを許して下さい」と祈られた、などを思うとき、死刑制度は廃止すべきであると思う。キリストの十字架の死による罪のゆるしの恵みで覆えないほどの、深刻で重大でゆるされざる罪はないからである。

死刑制度に対して賛否両論あることは承知しているが、わたしは、反対の立場である。死刑制度の問題点をこの紙面の読者と共有できたらと願うことを以下に述べたいと思う。

死刑廃止は、今や、世界の潮流である。死刑廃止国、事実上の執行停止国が漸増している。先進国の中で唯一、日本政府はこの潮流に逆行し、国連の「死刑廃止条約」を批准しておらず、未だに毎年、世論が死刑を圧倒的に支持しているとの理由で死刑を執行し続けている。しかし、フランスなどは、世論調査では死刑存続を大多数が望んでいたが、政府は国民の反対があっても、死刑廃止を先導し、廃止国になってい

ることは注目すべきことである。死刑は、凶悪犯罪を抑止するための必要な制度だという意見もあるが、廃止国の調査研究では死刑制度があるから凶悪犯罪の抑止になっているとのデータは見られない。

国連は1989年死刑廃止条約を採択している。国連は、日本などの死刑存置国に対して死刑の乱用を防止すること、死刑囚の権利保障、死刑廃止のための措置をとることを求めている。しかし、日本政府は、世論が死刑を支持していることを理由に、世界の流れ、国連の動向に対して真っ向から挑戦するかのように世界の趨勢に逆行した政策をとり続け、国連から再三、非難、改善勧告を受けているにもかかわらず、死刑執行を継続している。

死刑存置国での世論調査は、死刑存置が死刑廃止をうわまわる。その背景にあるのは、死刑制度があるから凶悪犯罪の抑止になるという意見や被害者感情の共有である。確かに、被害者感情や被害者への社会的連帯感は無視されてはならない。しかし、被害者感情といっても一枚岩ではない。被害者の中には、散々苦悩したあげく、犯人を憎み続けたあげく、ついには、死刑を否定し、死刑廃止論者になった人たちがいる。「犯人をなぶり殺しても気が済まない。ずっと犯人を憎み続けてきた。しかし、死刑にしたところでわたしの心は癒されないし、被害者は生き返ってこない。もう憎しみだけで生きていくことはできない。もうこれ以上、人の命は奪わないでほしい。」という被害者もある。憎み続けることに耐えられないで、犯人を許した方が子供も救われるのではないかと思うようになった人もある。

死刑は、国家権力による報復的、制裁的な暴力であり、殺人である。しかし、正

義、復讐の論理で国家が人の命を奪っているのか。殺したから殺すという、犯罪と同じレベルでの報復は、単なる私的復讐の代りを国家がしていることになってしまうのではないか。犯人を死刑にすればそれですんでしまうとは言えない、死刑の執行のあとも被害者は苦悩を生涯負い続け、死刑にすればそれでケリがついたとはいえない、それほどに被害者の心の苦悩、痛みは深刻で深く、死刑では被害者家族の苦しみは救えない。

死刑囚の中には、改心、更生した者もある。そのような状態で死刑を執行された者がある。更生した人を死刑にしてよいかという問いがある。「死刑ではなく他の方法で人間を導くことは不可能というのは、人類全体への不信と反逆であり、そこまで人間を侮蔑したくない」（阿部知二）果たして矯正の余地がない人間なんているのだろうか。到底、到達し得ないような宗教的高みに到達することがいくつもある。

死刑には、冤罪という問題がつきまとう。アメリカなどでは、経済的、人種的に特定の階層に偏って死刑判決、死刑執行がなされる傾向があるという。州が死刑廃止になってからの調査によるとそこには少なからぬ冤罪があったという。司法の現場に、遺伝子鑑定が導入されてから鑑定の精

度があがり、冤罪があばれる例が起ってくる。冤罪があるという面からも死刑は廃止されるべきである。

死刑執行にかかわる医師（薬剤の調合、執行直後の死亡確認）、直接執行にかかわる刑務官（死刑囚の首にロープをかけ、膝を紐で結び、執行のボタンを押し、頸椎の脱臼による即死をもたらす）、死後の処置をする）の苦悩や罪責感の面からも死刑はあってはならない。死刑は誰が首になわをかけるのかを真剣に考えるべきである。生涯やむことなく死刑執行の罪の意識に責められ明け暮れる、刑務執行官の苦悩は死刑廃止でなければなくなる。薬剤は、人を救うためにあり人を殺すためにはない。死刑に医者が関与すべきではないが、死刑制度がある限り避けられない、そこにある医師の苦悩も隠せない。

以上の理由などから、この日本から死刑制度が撤廃されることを心から望む。それぞれの立場から幅広く、死刑廃止にむけて日本政府に働きかけ、法務大臣に、死刑制度に、また継続される死刑執行に否を発信していけたらと願っている。また政府には、被害者の家族の救済のための政策と死刑囚の処遇改善、閉鎖性、密室性が改善されることを望む。（はまだ・きょうこ：人権委員会協力委員、横須賀教会牧師）

沖縄固有の歴史を学んで沖縄の今を知る

小野寺ほさな（人権委員、荻窪北教会牧師）

構造的沖縄差別

日本の戦後史は、1945年8月、ポツダム宣言受諾により連合軍占領下で始まりました。一方、沖縄の戦後史は、大規模な地上戦「沖縄戦」を経た後の同年9月、

米軍単独占領下で始まります。（9月7日、沖縄本島を含む西南諸島の日本軍代表3人が降伏文書に調印。これにより沖縄・奄美は、日本本土から切り離され米軍直接統治下に置かれました）。

連合軍（実質は米軍）の占領政策は、「天皇制の利用」、「日本の不武装化」、「沖縄の分離軍事支配」という三点セットを基本として出発しましたが、そこには米軍部が第二次世界大戦後の世界戦略における軍事的要衝として沖縄を確保しておこうとする狙いがありました。

普天間飛行場は、この米軍占領下で建設され、米兵による女性への暴行は、既に「沖縄戦」の初期の頃から多発していたと伝えられています。

国際情勢の変化により「日本の非武装化」は「同盟国化」へと変わりますが、この基本的枠組みは、対日平和条約（1951年 サンフランシスコ講和条約）と日米安保条約（1952年 日米安全保障条約）によって日本の主権回復後も引き継がれました。

その後、この枠組みは、日本政府によって「対米従属的日米関係の矛盾を沖縄にしわ寄せしながら日米関係（日米同盟）を安定させる仕組み」として利用されることになりました。

1960年、安保条約を改定することになりますが、そこに至るまでには日本本土の米軍基地は4分の1に減少しつつも、沖縄の米軍基地は約2倍に増えていました（キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、北部訓練場(注1)などの沖縄島北部の海兵隊基地は、50年代後半から60年代初めにかけてつくられました）。これが「本土米軍基地の沖縄へのしわ寄せ」と言われる一例です。この仕組みこそが「構造的沖縄差

別」と呼ばれるものです。

1972年5月、沖縄は日本に返還されます。これにより日本本土の米軍基地は急速に減少しますが、実際この内実は、国内の米軍基地の約75%が沖縄に集中するかたちの整理統合でした。つまり、沖縄返還後も「構造的沖縄差別」は維持され続けたのです。

「構造的沖縄差別」を可視化した「島ぐるみ闘争」

1995年、米兵の凶悪犯罪（三人の米兵による少女暴行事件）を切っ掛けに爆発した「島ぐるみ闘争」は、米軍基地の整理縮小や日米地位協定改定を含む「安保の根底的見直し」を要求するものでした。それは、沖縄の民衆が「構造的沖縄差別」を可視化することになった始まりでした。

これに対し日米両政府は、いくつかの基地（普天間飛行場や北部訓練場の半分など）の返還により、在沖米軍基地の面積を約20%縮小で合意することになります。しかしその本質は、老朽化した巨大な基地を最新鋭の施設を持つコンパクトな基地に置き換えることであつたため、沖縄の民衆のさらなる強い反発を招くことになりました。

それでも、中央政府とは事を荒立てたくないと考える沖縄の保守的政治家や経済人は、普天間代替施設については、1995年12月、「5年使用期限付き、軍民共用空港を辺野古沿岸沖に建設する」という案で、沖縄県知事、名護市長と政府の合意が成立

(注1) 北部訓練場

その名もJWTC (Jungle Warfare Training Center) と呼ばれるように、緑豊かな広大な敷地内で、対ゲリラ訓練、歩兵演習、ヘリコプター演習が、今でも行われているところ。

し閣議決定されます。しかし、この決定は在日米軍再編協議の過程で沖縄の頭越しに一方的に破棄され、日米両政府によって「普天間基地の移設条件付返還」(注2)が押し付けられることとなります。

保守的立場の政治家や経済人をも巻き込む「オール沖縄」

この時期から沖縄では、保守的立場の政治家や経済人をも巻き込む「オール沖縄」と呼ばれる運動が起こり始めました。この運動は、自らが歩んできた戦後史、現代史を踏まえた「自治・民主主義・平和」に関する根本的問い直しをするものですが、その動きに拍車を掛けたのが政権交代やオスプレイの強行配備でした。

辺野古沿岸域への普天間代替施設移設計画案は、2002年に固まっていますが、その計画は進まず、2004年には沖縄国際大学に米軍ヘリ墜落事件が起きたことで地元の基地返還要求は強まりました。

折から米軍は世界規模の再編を実施中で、日米政府はこれに普天間移設を絡めることによって基地の移設のみならず沖縄本島に駐留する海兵隊の削減を盛り込み、削減される海兵隊はグアムに移転、グアムでも移設に関わる動きが始まりました。

基地移設計画案自体も再検討が行われ、

辺野古周辺での各案を比較した後、2006年には「2014年までに代替施設を建設し普天間基地を移転する」という計画が決まりました。

しかし、2009年には辺野古移設案は再度審議され、「県外移設」などの代替案が提示されます。ところが2010年、県外移設は不可能との結論に達し、再度辺野古のキャンプ・シュワブへの移設で決着することになりました。

ただ、2014年の沖縄は、1月名護市長選挙、9月名護市議選挙、そして11月沖縄知事選挙、これに関連する那覇市長選挙、県議補選、那覇市議選挙、12月の衆議院選挙と続く、選挙の当たり年で、これら一連の選挙は、元自民党の一部から共産党までが辺野古新基地反対を掲げて政府自民党と闘うという先例を見ない共闘体制で闘われることになり、ついに沖縄の民意が勝利する日を迎えたのです。

この勝利は、仲井真弘多前知事による公約違反と同時に、彼をそこまで追い込んだ日本政府に対する沖縄の民衆の怒りが、辺野古新基地建設に反対する現場の戦いに支えられることによって得られたものでした。

沖縄の民衆は、翁長雄志知事を選ぶことによって基地による重圧からの脱却を求めただけでなく、基地は沖縄経済を阻害して

(注2) 1996年SACO(Special Action Committee on Facilities and Areas in Okinawa)最終報告「三つの具体的代替案」すなわち「ヘリポートの嘉手納飛行場への集約」、「キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設」、「海上施設の開発及び建設」を検討した結果、「海上施設は、他の二案に比べて、米軍の運用機能を維持するとともに沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から最善の選択であると判断。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである」との結論を出した。北部訓練場の返還については「海への出入りを確保するための土地及び水域の提供」、「ヘリコプター着陸帯を返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する」などの条件付。後に、東村高江(ひがしそんたかえ)周辺のヘリポート建設問題(2006年、ヘリパッド6箇所の移設計画決定を受け、2007年から「ヘリパッド建設に抗する座り込み」開始)となった。

いるとの認識を明確にしました。翁長知事は「あらゆる手段を駆使して、辺野古に新しい基地を造らせない」と公約し、現在も沖縄の民衆と共に日本政府と闘い続けています。

2016年3月4日、日本政府は沖縄県名護市辺野古の新基地建設をめぐる代執行訴訟で、裁判所が示した和解案(注3)を受け入れる方針を固めました。これにより、辺野古の工事は一旦中断しています。しかし、政府は辺野古新基地建設を断念したわけではありません。再び協議に入るといふ段階に戻ったということです。

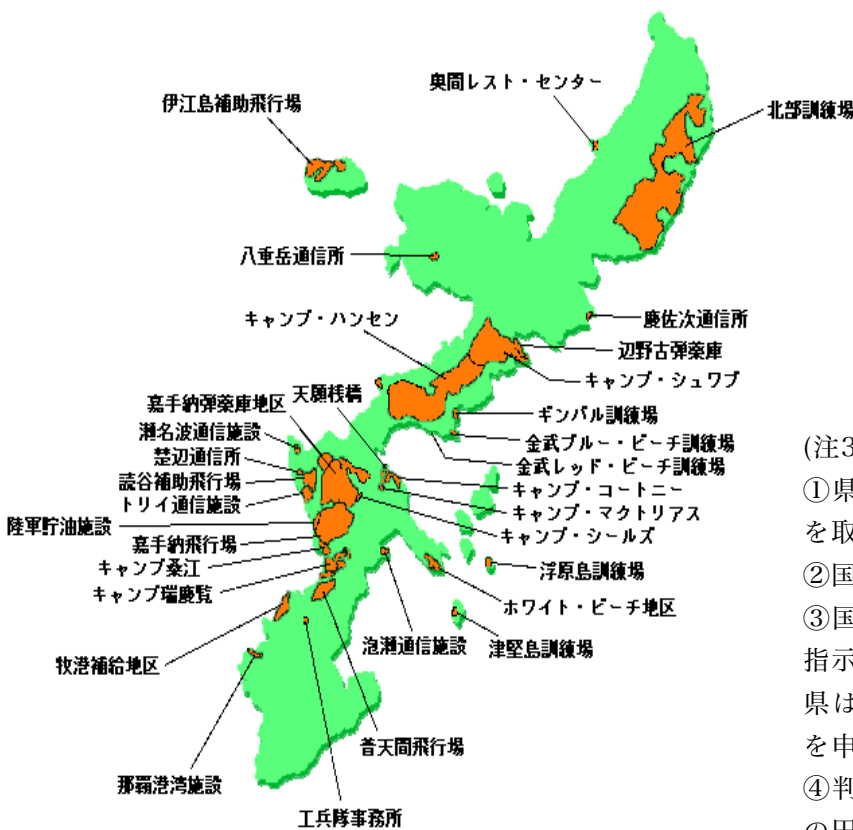
「構造的沖縄差別（植民地主義）」VS「自己決定権」の闘いは続く

安倍首相は、1月22日の施政方針演説の中で「（辺野古新基地建設は）もはや先送りは許されません」と言っていました。その安倍政権が和解—工事中止を受け入れた

のは、「辺野古現地」と「オール沖縄」の闘い、そして全国に広がる連帯運動を無視し出来なくなったからです。沖縄の力が安倍政権を止めた出来事でした。しかし、和解が成立したからといって安倍政権が辺野古新基地建設をあきらめたわけではありません。和解は、「辺野古埋立て強行」を6月沖縄県議選、7月参院選の政治争点から外すための攻略であることは明らかです。それ故、沖縄の民衆も工事が止まって一旦ホッとしながらも闘いの手を緩めてはいません。今なお続く「構造的沖縄差別（植民地主義）」に「自己決定権」を対置させる戦いは、ねばり強く続けられているのです。

私たちは、この沖縄の闘いをどれだけ自分の問題として考えることが出来るでしょうか。人権委員会では、この「人権ニュース」8頁に案内しているように「沖縄でのフィールドワーク」を計画しています。キャンプ・シュワブ、高江、読谷村（チビチリガマ・シムクガマ）、嘉数高台、キャンプ・ハンセンなどを訪れる予定です。沖縄固有の歴史を学ぶと共に現場に立つことをとおして、沖縄の今を知る機会にしたいと思います。（おのぞら・ほさな：人権委員、荻窪北教会牧師）

《米軍基地マップ》



(注3) 和解案骨子

- ① 県と国はそれぞれが起こした裁判を取り下げる。
- ② 国は工事を直ちに中止する。
- ③ 国は、埋立て承認取り消しの是正指示から手続きをやり直す。県は、国地方係争処理委員会に審査を申し出、その後訴訟できる。
- ④ 判決確定まで普天間返還、埋立ての円満解決に向け協議する。

沖縄の今を知る現地学習会

主催：日本キリスト教会大会人権委員会

主の御名を讃美いたします。

人権委員会では、今年のフィールドワークを沖縄で行い、状況に応じて抗議にも参加しながら、現地研修を行う計画を立てています。沖縄の今を広く知っていただくために、全国からの参加者を募集いたしますので、有志の方々はぜひご参加ください。

記

日時：2016年5月31日(火)、6月1日(水)

宿泊：参加者各自で宿泊先を選んでください

5月30日(月)、31日(火)・・・名護市内のホテル

6月1日(水)・・・那覇市内のホテル

*1日(水)は那覇市内解散なので、その日のうちに帰りの飛行機に乗ることも可能です

*人権委員の宿泊場所

30日、31日：「ホテルゆがふいんおきなわ」沖縄県名護市宮里(字)453-1

1日：那覇市内のホテル

電話0980-53-0031

費用：集合地までの航空券・市内交通費・宿泊費・食費(ツアー中も)は各自負担・手配ください。ツアー中の交通費は委員会で負担します。

プログラム

5月31日(火)	9:30	名護バスターミナル集合 辺野古方面に出発 キャンプ・シュワブ、大浦湾、東村高江など予定 (移動途中で昼食)
	15:00	学習会 講師：島田善次 於：名護市国際交流会館(予定)
	18:00	会食 解散
6月1日(水)	9:00	名護バスターミナル集合 キャンプ・ハンセン、読谷村(チビチリガマ、シムクガマ)、 嘉数高台など予定 (移動途中で昼食)
	15:00	那覇市内解散 夕食は各自

申込：所属教会、お名前、全参加か部分参加かを下記書記宛までお知らせください。

締切：5月18日(水)まで (予定が決まらない方は個別にご相談ください)

人権委員会書記 石束岳士(夙川教会) 電話/ファックス 0798-74-0212

Eメールmarukothan@me.com